

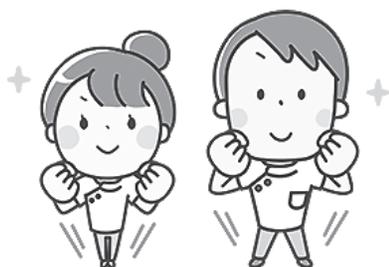
おうち体操のススメ!



▷高齢者支援係 (☎223局3536)

～家でもできる簡単な運動を行いましょ～

家の体操で筋力低下を
ふせぎましょう。
毎日の積み重ねは
貯筋につながります。



暖かい季節がやってきましたが、今年は新型コロナウイルス感染症の予防対策として、人が集まるところには、なるべく行かないよう心がけなければいけません。地域交流サロン事業や公民館体操で、自治区の皆さんと楽しく行っていた体操やおしゃべりも、感染症予防のため開催しづらい状況です。そうすると家の中で過ごす時間が長くなり、心配になるのが筋力の低下です。

次に皆さんが集まる時に、以前と変わらず、元気に楽しく活動できるように家でも体を動かして筋力低下を防ぎ、少しずつ貯筋しておきましょう。

今回は、家でも簡単に取り組める体操を紹介します。



太ももの筋力アップトレーニング

歩いたり、椅子から立ち上がったたり、階段の昇り降りをするために必要な筋肉です。強化することで、基本的な日常動作が楽になります。

<簡単にできるおうち体操>

この体操は太ももの前側の筋肉を使います。
意識して行うと効果的です。

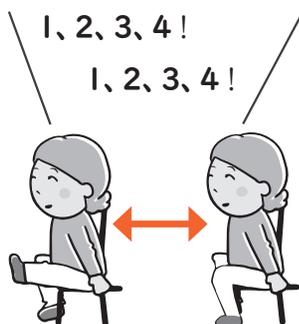
【方法】

- ①背筋を伸ばして座ります
- ②4カウントで膝を伸ばし、4カウントで膝を曲げます

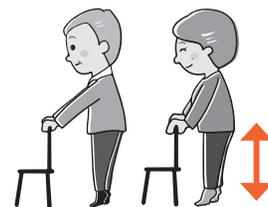
※1セット5～10回程度、1日2～3セットを目安に行いましょう（自分のペース、無理のない範囲で行ってください）。

【注意事項】

- 血圧が高いなど、具合が悪いときは運動を控え、自身の体にあったペース・内容で行ってください。
- 転倒予防のため椅子に座り、まわりに物がなような安全な環境で行ってください。
- 数を数えるなど呼吸を止めずに行ってください。



- 椅子に深く腰掛けることで、少し楽に行えます。無理のない範囲で行ってください。
- 筋力アップ運動を行う前後には、使う筋肉をストレッチで伸ばしましょう。
- そのほかにも、かかと上げ運動や、すねの引き上げ運動、手をグーパーと大きく握る開く運動などもおすすめです。もちろん、全身を動かすことができるラジオ体操もおすすめです。



- 人混みを避けて散歩をしたり、バランスのよい食事をとったりしましょう。また、家族や友人との電話、歌を歌う、お口の体操をするなども大切です。
- 心身ともに健康であるために、家にいてもできることを積極的に行いましょう。

くらしの情報

問い合わせ（市外局番093）

役場・教育委員会	☎ 223-0881 (代)	山鹿公民館	☎ 223-1892
町民会館	☎ 223-0731	芦屋東公民館	☎ 222-1981
芦屋中央病院	☎ 222-2931	総合体育館	☎ 222-0181
中央公民館	☎ 222-1681	芦屋釜の里	☎ 223-5881
図書館	☎ 223-3677	芦屋歴史の里	☎ 222-2555

新型コロナウイルスの感染拡大の状況などによって、掲載の催しなどは、変更・中止となる場合があります。

子育て

ハロー！Baby教室に参加してみませんか

赤ちゃんを迎えるための教室です。楽しく子育ての勉強をしませんか。

▽とき 4月12日
回・午前9時15分
午後0時30分ごろ（9時から受け付け）



▽ところ 中央公民館和室

▽内容 助産師による赤ちゃんを迎えるための話、風呂の入れ方（実習）、マタニティヨガ、パパの妊婦体験、栄養士による妊娠中の栄養の話

▽対象 妊婦とそのパートナー

▽参加費 無料

▽持ってくるもの 母子健康手帳、母子健康手帳副読本、筆記用具、バスタオル

▽申し込み 4月8日☎まで、健康づくり係（☎223局3533）へ

相談

人権生活相談所をご利用ください

毎月2回の定例相談のほかに、随時相談を受けています。

◎4月9日☎ 土肥孝明相談員

◎4月23日☎ 橋本求相談員

※時間は、いずれも午後2時～4時

▽ところ 役場4階会議室

▽相談内容 人権に関することや生活・就職・進学相談など

※定例日以外の相談は、直接相談員に連絡してください。

◎土肥相談員（高浜町21番18号☎222局0044）

◎橋本相談員（幸町8番18号☎223局3203）

無料法律相談

▽とき 4月21日☎・午後1時30分から

▽ところ 役場4階会議室

▽定員 7人（先着順）

▽受け付け 4月3日☎から、庶務係（☎223局3572）へ

※相談時間は1人約20分です。

※遅れるときや相談の取り消しをするときは、必ず連絡してください。

※相談の内容に応じて、契約書な

おしらせ

芦屋基地防潮柵新設工事

どの関係書類（写しでも可）を持参してください。

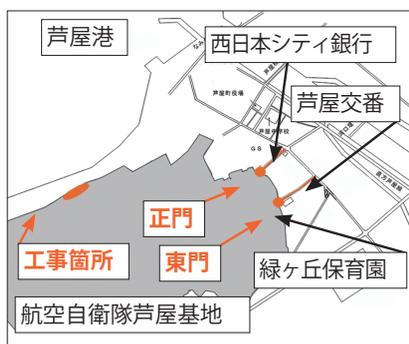
昨年度に続き、航空自衛隊芦屋基地の海側滑走路延長上に防潮柵（高さ8m、延長410m）を設置する工事を行います。工事期間中は基地正門、東門付近を建設車両が通行します。住宅地内は安全に十分配慮し通行します。ご理解とご協力をお願いします。

▽工事期間 4月以降（工事着手）～10月下旬を予定

▽作業時間 原則として午前8時～午後5時としています。

※日曜日は原則作業を行いません。

▽問い合わせ 九州防衛局調達部土木課（☎092）483局8827）



おしらせ

マイナンバーカード 休日窓口開設

平日、マイナンバ

ーカードの受け取り
や申請ができない人
のために休日窓口を
開設します。マイナ
ンバーカードがあれ
ばコンビニエンスス
トアで証明書を取得
できます。

▽とき 4月18日

▽国、5月16日(土)・午前8時30分
～正午

▽ところ 役場住民課窓口

▽持つてくるもの

【申請】 申請書、申請書貼付写
真(写真がない場合は、申請時
に無料で撮影します)、印かん、
通知カード、本人確認書類、住
民基本台帳カード(持っている
人のみ)

【受け取り】 交付通知書、印か
ん、通知カード、本人確認書類、
住民基本台帳カード(持っている
人のみ)



真がないものは2点必要です。
※受け付けは本人のみです。
※住民票などの証明書の発行は行
いません。

▽問い合わせ 住民係(☎2223
局3531)

戦没者などの遺族に対する 第11回特別弔慰金

戦没者などの死亡当時の遺族で、
令和2年4月1日(基準日)に、「恩
給法による公的扶助料」や「戦傷
病者戦没者遺族等援護法による遺
族年金」などを受ける人(戦没者
等の妻、父母など)がいない場合に、
次の順番による先順位の遺族一人
に支給されます。

①令和2年4月1日までに戦傷病
者戦没者遺族等援護法による弔
慰金の受給権を取得した人

②戦没者などの子

③戦没者などの父母、孫、祖父母、
兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関
係があったことなどの要件を満
たしているかどうかにより、順
番が入れ替わります。

④右記の①～③以外の戦没者など
の三親等以内の親族(甥、姪など)

※戦没者などの死亡時まで引き続
き1年以上の生計関係があった
人に限ります。

猫よけ器を貸し出します

猫の自宅敷地への侵入やフン害
などに困って
いる人に猫よ
け器の貸し出
しを行って
います。



▽対象 町内
に住んでい
る人

▽貸出台数 1世帯2台まで

▽貸出期間 2週間以内

▽貸出料 無料

▽申し込み 役場の環境住宅課窓
口に申し込んでください。台数
に限りがありますので事前に電
話で確認してください。

※試用目的での貸し出しです。効
果が認められた場合は、製品の
購入を検討してください。

▽問い合わせ 環境・公園係(☎
2223局3538)

デザインリニューアル 町の新しいページ

3月5日より、町のホームページの
デザインが新しくなりました。
これまでどおり緊急の防災情報
や重要なお知らせなどがトップペ
ージですぐにわかるのに加え、知

りたい情報を探す方法が増え、キ
ーワードで探す検索窓も大きく、
見やすくなりました。

また、スマートフォンにも対応
したすっきりとしたデザインも楽
しめます。



△スマートフォン版

▽問い合わせ 広報

情報係(☎2223

局3569)

【URL】 [https://](https://www.town.ashiya.lg.jp)

www.town.ashiya.lg.jp



4月は20歳未満飲酒防止 強調月間です

20歳未満の人の飲

酒は法律で禁止され
ています。20歳未満
の人がお酒を飲む

と、脳機能の低下や
肝臓などの臓器への障がい、性ホ
ルモンの異常などのリスクが高く
なります。お酒は20歳になってか
ら飲みましょう。



▽問い合わせ 小倉税務署酒類指
導官(☎583局1331)





運転免許証の自主返納

芦屋タウンバスの回数券や北九州市営バスICカード、タクシー初乗り利用券（いずれか一つ選択）の支援を利用しませんか。

高齢者ドライバーが、運転免許証を自主返納しやすくするために、「高齢者運転免許証返納者支援制度」が始まりました。

▷問い合わせ 【支援申請手続き】地域振興・交通係（☎223局3539）
【免許返納手続き・運転経歴証明書発行】折尾警察署交通第一課（☎691局0110）

高齢者運転免許証返納者支援制度

	受付場所	受付時間	持ってくるもの	
免許返納	<ul style="list-style-type: none"> ●折尾警察署など県内の警察署 ※交番では受け付けできません。 ●北九州運転免許試験場（小倉南区）など県内4つの試験場 ※本人のみ手続きができます。 	平日・午前9時～午後4時 ※土日祝日や年末年始は受け付けできません。	運転免許証 ※運転経歴証明書の発行を希望される人は、返納手続きとは異なるため、折尾警察署まで問い合わせてください。	
	申請場所	対象	支援内容	持ってくるもの
支援申請	役場・環境住宅課	次の①または②の人で、③～⑤を満たす人 ①免許証の有効期限内に、全種類の免許証を返納した ②免許証を更新せずに、失効した ③芦屋町民であること ④返納日または失効日に満65歳以上 ⑤平成28年4月1日以降に運転免許証を返納または失効した	①～③のいずれか1つ ①芦屋タウンバス回数券 100円券×200枚 ②北九州市営バスICカード 19640円分 ③タクシー初乗り利用券 30枚	<ul style="list-style-type: none"> ●返納した人（①または②のいずれか1つ） ①運転免許証の取消通知書（免許返納時に無料で交付されます） ②運転経歴証明書の写し（警察署または試験場で発行されます） ●失効した人 運転経歴証明書の写し（警察署または試験場で発行されます） ※代理人が申請する場合、本人の委任状・身分証明書が必要です（同一世帯の人は委任状不要）。

4月6日(月)～4月15日(水)
春の交通安全運動

一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、交通事故防止の徹底を図るために、県下一斉に交通安全運動が行われます。交通ルールや交通マナーを守ることの大切さを理解し、自分の命は自分で守る意識を身につけましょう。

【重点項目】

- 子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- 高齢運転者などの安全運転の励行
- 自転車等の安全利用の推進
- 飲酒運転の撲滅

【自転車も車両です】

道路交通法上は自動車やバイクと同じ車両に分類されます。よって、違反行為をした場合は、警察官による取り締まりの対象となることがあります。自転車は、重大な交通事故の加害者になり得ることを自覚し、法律を守って安全な利用に努めましょう。



▽問い合わせ 地域振興・交通係
☎223局3539

後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ

▷問い合わせ 保険年金係（☎223局3532）または、
後期高齢者医療お問い合わせセンター（☎〈092〉651局3111）

◆令和2年度、3年度の保険料率が決まりました

	平成30・31年度	令和2・3年度	増減
均等割額	5万6085円	5万5687円	398円減
所得割率	10.83%	10.77%	0.06ポイント減
賦課限度額	62万円	64万円	2万円増

※後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されます。

◆保険料額の算出方法

個人ごとの保険料は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額など（※注1）に応じて負担する「所得割額」との合計になります。

保険料額 (年額)	=	均等割額 5万5687円	+	所得割額 〔総所得金額等 ^(※注1) - 33万円〕 × 10.77% (所得割率)
--------------	---	-----------------	---	---

※注1 「総所得金額など」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。

◆令和2年度の保険料軽減措置

○世帯^(※注2)の所得額などに応じて、均等割額が軽減されます。

均等割額 軽減割合	軽減後の均等割額 (年額)	軽減の基準 (同一世帯内の被保険者と世帯主の軽減対象所得金額 ^(※注3) の合計額で判定)
7.75割軽減	1万2529円	33万円以下
7割軽減	1万6706円	33万円以下で、 被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない
5割軽減	2万7843円	33万円 + 28万5000円 × 被保険者数 以下 ^(※注4)
2割軽減	4万4549円	33万円 + 52万円 × 被保険者数 以下 ^(※注4)

※注2 「世帯」とは、4月1日時点の世帯（年度途中で75歳になる人、県外から転入した人などはその時点）が基準となります。

※注3 「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額などと同じですが、公的年金の場合は、さらに15万円を控除して計算します。

※注4 令和2年度も軽減対象の拡充が行われています。

○後期高齢者医療制度に加入する前日まで社会保険^(※注5)の被扶養者だった人

均等割額が5割軽減 ^(※注6) (所得割額はかかりません)	軽減後の保険料 年額2万7843円
--	----------------------

※注5 社会保険とは、協会けんぽ（全国健康保険協会管掌保険）、組合管掌保険、船員保険、共済組合などのことです。国民健康保険、国民健康保険組合は該当しません。

※注6 均等割額の軽減が所得により7.75割軽減、7割軽減に該当する人は、それぞれの軽減が優先されます。

◆保険料額の通知

保険料額の詳細は、7月に送付予定の「令和2年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

■ 税務課からのお知らせ

◆ 令和2年度の固定資産税課税資産明細書・納税通知書を発送します

4月中旬に固定資産税課税資産明細書と納税通知書を発送する予定です。固定資産税は、年4回の納付となります。

▷納付書による納期限日

第一期〔5月〕 6月1日(日)

第二期〔7月〕 7月31日(金)

第三期〔12月〕 12月25日(金)

第四期〔2月〕 令和3年3月1日(日)

▷口座振替による納付日

各納付月の25日(土日祝日の場合は、翌銀行営業日)となります。口座の残高に注意してください。

◆ 固定資産の縦覧・閲覧を行います

▷とき 4月1日(日)～6月1日(日)(土日祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分

▷ところ 税務課課税係

▷持ってくるもの ①印かん、②納税通知書または課税資産明細書、③本人を証明できるもの(運転免許証やマイナンバーカードなど)

【縦覧】

▷確認できること 土地＝所在・地番・地目・地積・価格。家屋＝所在・家屋番号・構造・種類・建築年・床面積・価格

▷縦覧できる人 納税者(※)、納税者の委任を受けた人(委任状が必要)、納税管理人、相続人

※納税者とは 町内にある土地、家屋の固定資産税の納税者。免税点未満、非課税のみの土地、家屋の所有者は納税者とはなりません。

【閲覧】

▷確認できること 固定資産税課税台帳の内容

▷閲覧できる人 納税義務者、納税義務者の委任を受けた人(委任状が必要)、納税管理人、相続人、借地人・借家人(賃貸契約書など権利を証明できるものが必要)

▷閲覧手数料 縦覧期間中は無料(写しの手数料は1枚10円)、期間終了後は1件につき300円

◆ 課税資産明細書もご利用ください

固定資産税課税台帳を閲覧しなくても、課税資産明細書で、物件ごとの評価額などが確認できるようになっています。

※平成28年度より、町内に固定資産を所有していても、固定資産が課税されない人(免税点未満)には、課税資産明細書・納税通知書は送付しません。

▷問い合わせ 課税係 (☎223局3534)

◆ こんなとき、土地・家屋の変更連絡を

平成31(令和元)年中に、土地や家屋に次のような変更があった場合は、税務課へ知らせてください。

【土地】 ①住宅用家屋の敷地を広げるために、隣接する土地を買い足したり、造成などを行ったりしたとき ②土地の地目(田・畑・山林・宅地など)が変わり、登記が済んでいないとき

【家屋】 物置・車庫などを含む家屋の取り壊しや新築・増築を行い、登記が済んでいないとき

【そのほか】 家屋や土地の所有者が変わり、登記が済んでいないとき

◆ 生活保護受給者で固定資産を所有している人は申請を

生活保護を受給している人は、固定資産税の減免の対象となります。申請期限の6月1日(日)までに、税務課窓口で必ず手続きを行ってください。

※申請は、期限を過ぎると受付できませんので注意してください。

年金所得者で 申告をしなかった皆さんへ

注意

確定申告不要制度により所得税の確定申告をしなかった場合で、次に当てはまるときは住民税の申告が必要です。住民税の申告をしないと前年度より住民税額が高くなる可能性があります。

1 公的年金などの源泉徴収票に記載されている控除以外の扶養控除、社会保険料控除(国民健康保険税、国民年金など)、生命保険料控除、寡婦控除、医療費控除などの各種控除の適用を受けるとき

2 公的年金以外の収入(給与・賞与・パート収入、個人年金、原稿料、生命保険の満期返戻金など)がある場合



公的年金などの源泉徴収票に記載されている控除に変更や追加がある場合は、税務課で住民税(町・県民税)の申告を行ってください。

おしらせ

自衛官候補生募集

▽受付期間 5月15日(金)まで

▽応募資格 18歳以上33歳未満の人

▽試験日 筆記試験 5月23日(土)、

身体検査 5月24日(日)～27日(水)

のうち1日

▽試験場所 筆記試験(北九州市

立大学)、身体検査(陸上自衛隊

小倉駐屯地)

▽問い合わせ 自衛隊福岡地方協

力本部芦屋地域事務所(☎22

3局0981)

芦屋町消防団員随時募集

町では、消防団員を募集しています。

消防団の役割は、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という郷土愛護の精神に基づき、

火災・風水害などの災害時に地域を守るために活動することで、消防団活動を通じて得られる絆は強く、大変やりがいのある仕事です。

現在、自営業者や会社社員、学生など幅広い職種の人たちが活躍しています。興味のある人は問い合わせてください。

現在、自営業者や会社社員、学生など幅広い職種の人たちが活躍しています。興味のある人は問い合わせてください。

現在、自営業者や会社社員、学生など幅広い職種の人たちが活躍しています。興味のある人は問い合わせてください。

現在、自営業者や会社社員、学生など幅広い職種の人たちが活躍しています。興味のある人は問い合わせてください。

現在、自営業者や会社社員、学生など幅広い職種の人たちが活躍しています。興味のある人は問い合わせてください。

現在、自営業者や会社社員、学生など幅広い職種の人たちが活躍しています。興味のある人は問い合わせてください。

現在、自営業者や会社社員、学生など幅広い職種の人たちが活躍しています。興味のある人は問い合わせてください。

現在、自営業者や会社社員、学生など幅広い職種の人たちが活躍しています。興味のある人は問い合わせてください。

現在、自営業者や会社社員、学生など幅広い職種の人たちが活躍しています。興味のある人は問い合わせてください。



芦屋町の各種助成制度

制度の名称・問い合わせ	内容
新婚世帯民間賃貸住宅家賃補助金 住宅係 (☎223局3540)	町内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に、最長36カ月(3年間)で最大72万円を芦屋町商工会が発行する商品券で交付します。 【期間】 令和6年3月31日まで延長 【交付額】 勤務先からの住宅手当などを引いた家賃(管理費、共益費、駐車場使用料などを除く)の額に対し、月額上限2万円を最長36カ月(3年間)、芦屋町商工会が発行する商品券で年度ごとに一括交付
子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助金 住宅係 (☎223局3540)	町内の民間賃貸住宅に転入してきた子育て世帯に、最長36カ月(3年間)で最大72万円を芦屋町商工会が発行する商品券で交付します。 【期間】 令和6年3月31日まで延長 【交付額】 勤務先からの住宅手当などを引いた家賃(管理費、共益費、駐車場使用料などを除く)の額に対し、月額上限2万円を最長36カ月(3年間)、芦屋町商工会が発行する商品券で年度ごとに一括交付
いきいき芦屋っ子育成補助事業 社会教育係 (☎223局3546)	町の未来を担う子どもたちが国や県などが主催する事業へ参加することを応援するために、参加費の一部を補助します。 【対象】 町内に住んでいる小中学生で、国や県または公共的団体などが主催する団体生活を体験しながら、その意義と重要性を学び、文化や伝統、交流活動などを研修することで、地域のリーダーとなる人材を養成することを目的とした事業に参加する人 ※芦屋町や芦屋町教育委員会主催の事業は除きます。 【交付額】 主催者が定める負担額(参加費)の4割以内 ※一度補助を受けると、3年間は補助を受けることができません。
国内外研修派遣補助事業 社会教育係 (☎223局3546)	まちづくり・地域活動に意欲的な人が国や県などが主催する事業へ参加することを応援するために、参加費の一部を補助します。 【対象】 町内に住んでいる16歳以上の人で①国や県または公共的団体などが主催する国内外研修派遣事業または②芦屋町教育委員会が認めた研修事業に参加する人 ※芦屋町や芦屋町教育委員会主催の事業は除きます。 【交付額】 主催者が定める負担額(参加費)の4割以内で、上限10万円まで ※一度補助を受けると、3年間は補助を受けることができません。
芦屋町体育スポーツ大会出場参加補助金 社会教育係 (☎223局3546)	町民のスポーツの普及と振興を図るため、各種大会などに参加する場合に必要な経費の一部を補助します。 【対象】 町内に住んでいる人で、地域予選を経て出場する全国大会、西日本大会、九州大会で教育委員会が認めた大会に参加する人 【交付額】 大会出場に必要な交通費と宿泊費の一部(上限額は、全国大会3万5千円、西日本大会・九州大会2万円) ※中学3年生までが出場する場合で、引率者が必要であると認められるときは、引率者1人分を補助します。

- ▽対象 町内に住んでいるか勤務している18歳以上の人
 - ▽消防団員の身分 非常勤特別職の地方公務員
 - ▽消防団入団後の処遇
 - 報酬のほか、火災や訓練などに出勤した際に費用弁償が支給されます。
 - 消防団活動に必要な制服などが貸与されます。
 - ▽問い合わせ 庶務係 (☎223局3572)
- 歴史探訪バスツアー
- ♪信仰と御利益をめぐる旅♪
- ▽とき 4月25日(土)・午前8時30分 役場玄関前集合
 - ▽見学先 博多旧市街地、住吉神社
 - ▽対象 町内に住んでいるか勤務している人(中学生以下は保護者同伴)
 - ▽定員 20人
 - ※応募多数の場合は抽せん
 - ▽参加費 3000円(事前研修代含む)
 - ▽事前研修 4月18日(土)・午前10時～11時(事前研修参加は必須)
 - ▽申し込み 4月4日(土)～11日(土)・午前9時～午後5時に芦屋歴史の里(☎222局2555)へ
- ※月曜日は休館です。

芦屋町には多くの助成制度があります。その一部を紹介します。ぜひ、活用してください。なお、利用にはさまざまな要件がありますので、詳しい内容は担当係へ問い合わせてください。

制度の名称・問い合わせ	内 容						
家庭用防犯カメラ設置補助金 地域振興・交通係 (☎223局3539)	町内の犯罪に対する抑止力の向上や安全・安心なまちづくりの推進を図るため、町内の建物に防犯カメラを設置した人に対し費用を補助します。 【交付額】 5万円を限度として、補助対象経費の2分の1の額を交付						
住宅用太陽光システム設置費補助金 環境・公園係 (☎223局3538)	地球温暖化防止対策の一環として、住宅用太陽光発電システムを設置する人を対象に設置費用の一部を補助します。 【交付額】 発電システムの公称最大出力値1キロワットあたり2万円(上限8万円)を交付						
芦屋町空き店舗等活用事業補助金 商工観光係 (☎223局3542)	空き店舗、空き家などを活用して事業を行う人を対象に、費用の一部を補助します。 【期 間】 令和6年3月31日まで延長 【交付額】 空き店舗などの賃貸契約をした翌月から2年間、5万円を限度として、家賃の一部を補助します。店舗の所在地により限度額が異なります。 【補助率】 1年目 2分の1 2年目 3分の1						
芦屋町創業促進支援事業補助金 商工観光係 (☎223局3542)	町内で創業しようとする人を対象に、費用の一部を補助します。 【期 間】 令和6年3月31日まで延長 【交付額】 事業所の建築費、備品購入費、広告宣伝費などの対象経費のうち、2分の1の額を交付します。 ※創業する業種により補助額の上限が異なります。						
芦屋町出産祝金 子育て支援係 (☎223局3537)	芦屋町に居住し、子どもを生み育てる意欲を高め、活力あるまちづくりを推進するため出産祝金を芦屋町商工会が発行する商品券で交付します。 【期 間】 令和6年3月31日まで延長 【対 象】 出産の日以前から継続して町内に住所があり、引き続き町内に1年以上居住する意思がある人で、出生児を養育している世帯の父または母 【交付額】 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>第1子の場合</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>第2子の場合</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降の場合</td> <td>200,000円</td> </tr> </table>	第1子の場合	50,000円	第2子の場合	100,000円	第3子以降の場合	200,000円
第1子の場合	50,000円						
第2子の場合	100,000円						
第3子以降の場合	200,000円						

募集

マリンテラスあしやの次期指定管理者を公募します

国民宿舍マリンテラスあしやは指定管理者による運営を行っています。が、現事業者の管理期間が令和2年度で満了となることから、次期指定管理者を公募します。



- ▽次期指定管理の期間 令和3年4月1日～8年3月31日の5年間
- ▽公募期間 6月15日(月)までに「公募参加表明書」を提出
- ※詳しくは芦屋町ホームページに掲載している「募集要項」「業務仕様書」をご覧ください。各種申請様式もダウンロードできます。
- ▽問い合わせ 企画係 (☎2223局3570)

町内の緑化活動団体を募集

芦屋町緑化推進協議会では、緑の募金を原資とした芦屋町での緑豊かな環境づくりを行う緑化活動へ助成金事業を行って



います。

- ▽対象事業 自治区や学校、公園などの公共スペースの緑化事業(植樹など)
- ▽実施主体 自治区や学校、緑化活動団体など
- ▽申請期間 4月1日(日)～5月29日(金)
- ※申請用紙は環境・公園係にあります。
- ▽申請・問い合わせ 環境・公園係 (☎2223局3538)

資源物回収活動団体を募集

- 芦屋町では、資源物の集団回収を継続的に実施する営利を目的としない団体に奨励金を交付しています。
- 町内で資源物の集団回収を行っている団体は活用してください。
- ※奨励金の交付には団体登録が必須です。
- 奨励金の対象品目 新聞紙、雑誌(雑紙含む)、ダンボールなどの紙類(牛乳パックなども可)、布類、古鉄、アルミ製品などの鉄類、あき缶、ビン、家庭用食



用油

- ※キログラム、リットルで表示できるものに限り(ビンは本数)。
- 団体登録受付期限 4月24日(金)午後5時15分まで
- ※登録書類は環境住宅課にあります。
- ▽問い合わせ 環境・公園係 (☎2223局3538)

会計年度任用職員を募集

- ▽任期 令和2年5月1日(金)～3年3月31日(木)
- ▽職種 美化作業員
- ▽募集人数 1人
- ▽業務内容 ①草刈り②道路・側溝清掃③その他
- か道路維持管理に関する作業
- ▽勤務時間 午前9時～午後5時(休憩60分)
- ▽勤務形態 週5日勤務(土日祝日休み)
- ▽勤務開始日 5月1日(金)
- ▽報酬 月額6950円
- ※車の持ち込みができる人(現場への移動などのため)
- ▽試験内容 個人面接
- ※日程は担当課より連絡します。
- ▽申し込み期限 4月17日(金)まで
- ▽申し込み・問い合わせ 人事係



(☎2223局3574)

※申込書は、人事係にあります。また町のホームページからダウンロードできます。

入札参加資格申請を受け付けます

- 令和2年度、3年度に町が発注する、建設・下水道管更生工事と測量・建設コンサルタン卜業務の入札参加資格申請を受け付けます。
- ▽とき 5月7日(日)～6月5日(金)午前9時～午後4時
- ※正午～午後1時までを除く
- ▽ところ 役場4階会議室
- ▽資格の有効期限 8月1日～令和4年7月31日の2年間
- ※提出要領と様式は、町のホームページに掲載しています。
- ▽問い合わせ 契約管財係 (☎223局3576)



令和2年度第1回 県営住宅の入居者募集

- ▽募集住宅 県内に所在する県営住宅(詳細は募集案内に記載)
- ▽募集案内配布と受付期間 4月9日(日)～4月17日(金)
- ▽募集案内配布場所 環境住宅課

窓口

▽問い合わせ 福岡県住宅供給公社県営住宅管理部(☎092)781局8029)

初心者のための釣り教室 参加者募集

魚の釣り方やマナーなど基礎的な学びや、芦屋港湾での釣り体験を釣具店や釣り愛好家が教えてくれます。連続講座のため、原則4回の参加ですが、この機会に魚釣りを体験してみませんか。



- ▽とき 第1回…4月18日(座学)、第2回…5月23日(座学)、第3回…6月20日(実践)、第4回…7月18日(実践) 毎回午前10時～11時30分
- ▽ところ 中央公民館、芦屋港湾
- ▽主催・講師 芦屋港等海釣施設運営協議会
- ▽対象 20歳以上の釣り未経験者、初心者
- ▽募集人数 15人程度
- ▽料金 1500円(材料代・餌代を含む)
- ▽申し込み 4月15日(木)までに事業推進係(☎223局3550)へ

芦屋歴史紀行

その二百八十七

吉田家の男達^④ 吉田敬太郎が遺した福音

昭和26(1951)年4月23日、旧若松市長選の投票が行われた。開票の結果、敬太郎が相手候補に約8000票の差をつけて当選が決まった。牧師市長の誕生である。市営競艇場の開設・運営、市内各学校の再建と整備など待ったなしの課題が山積みであった。

なかでも後世に伝えられるべき、敬太郎の最も大きな仕事の一つが若戸大橋の架橋である。

第2次世界大戦前にも旧若松市と旧戸畑市を結ぼうとする計画はあった。当初は百年後の夢物語と相手にされなかった。しかし、昭和5(1930)年に若戸渡船で転覆死者73人を出す惨事が起きたため、地元で案が再検討され、養父である吉田磯吉も賛同するなど地元関係者が動き、昭和11(1936)年の福岡県議会でトンネル案が採択された。ところが時期悪しく、昭和12(1937)年に日中戦争・16(1941)年に太平洋戦争の影響で、実現の見通しは無くなった。戦後、若松・戸畑を結ぶプランが再度検討され始めた。敬太郎は旧若

松市長に就任する前、県議会議員の頃からこの企画の実現に注力しており、旧若松・戸畑両市でも昭和27(1947)年初めから協力して促進運動が始まった。県でも研究され、技術・経済など総合的見地から架橋案が進められることとなった。地元両市の架橋促進会が発足。架橋の機運が高まっていった。

一番の難事は架橋工事に要する51億円という巨大な国家予算をいかに獲得するかということであった。敬太郎は旧戸畑市長の白木正元とともに北九州と東京の間をさかんに往復し、建設省、衆議院、参議院などに何度となく足を運んで陳情を繰り返した。が、内閣が変わるたびに建設大臣が変わり、担当部署の職員も交代するので陳情は振り出しに戻る形となり、なかなか大蔵省の予算原案に乗せてもらうところまではいかなかった。敬太郎は東京の情報を早く入手するため市職員を東京に常駐させ連絡員とした。昭和31(1956)年、旧日本道路公団による架橋調査が地質・気象・資材など十数項目にわたって行われた。総工費51億円、全長2068m、幅15m、水面上の高さ40mとする概案が組みあがっ

◁若戸大橋開通
帽子を持って手を振る吉田敬太郎



た。昭和32(1957)年には次年度の大蔵省の予算原案に計上してもらえるかどうかの瀬戸際で、敬太郎は政府、自民党の有力議員たちの間を奔走し、まず調査費、次いで全予算の51億円も獲得することができた。

若戸大橋架橋起工式が旧若松市役所前広場で挙行されたのは、昭和34(1959)年であった。架橋工事は以て来順調に進み、戸畑側海中に大橋脚と主塔が建てられた。主塔の高さは、約80m。この頂上から若松側の主塔の頂上へ吊橋を支えるケーブルが取り付けられる。昭和36(1961)年7月15日、海を渡るメインロープ第一号とともに、足場を渡った白木市長と敬太郎は祝福の握手を交わした。劇的な瞬間であった。あくる昭和37(1962)年9月、東洋一の大橋は完成し、全国の目は真紅の橋に注がれた。(芦屋歴史の里)